

葛飾区柔道会細則

- 第一条 各役員の選考は概ね次の通りとする
- 一、理事 本会の運営に協力的な四段以上の者及び常任理事会で認められた者
 - 二、常任理事 道場の師範又は之に準ずる者及び常時積極的に尽力する者
 - 三、審議員 六段以上の者及び審議会で推薦された者
- 第一条の一 都柔連役員への推薦は会長・副会長・理事長が選考する (ホ)
- 第二条 五年以上本会運営発展に尽力した役員が転居又は事情により退会する時は常任理事会を経て感謝の意を表する (但し会則第十九条に該当する者を除く)
- 第三条 本会の発展又は名誉の為特に功績があった者は常任理事会の議を経て感謝の意を表する
- 第四条 本会の維持費として次の通り会計に納入する
- 一、入会費 初段～参段 二千円
四段 三千円
五段 四千円
六段 五千円
七段 六千円
八段 七千円
 - 二、会費 五千円
 - 三、団体分担金 五千円 (年額)
 - 四、道場加入費 三万円
- 第五条 役員が本会を代表して会議に出席した場合の宿泊費及び交通費は本会に於いて支弁する
- 本細則は会則施行の日より適用する